

## 厚生労働省における取組状況と今後の施策展開について

平成 20 年 4 月 11 日  
厚生労働省

## 「憲章」「行動指針」策定以降現在までの取組状況

## 1 社会的気運の醸成

- 社会的気運の醸成を図るために行うモデル事業（「仕事と生活の調和推進モデル事業」）に参加するモデル企業 10 社を決定（本日） ……**参考資料 1 (p.4)**

## 2 憲章・行動指針の周知等

- 都道府県労働局に対する「憲章」及び「行動指針」の周知徹底（事務次官通達の発出（12 月 18 日）、全国雇用均等室長会議（2 月 25 日）等）
- 平成 19 年度つどいの広場研修事業「子育てひろば研修セミナー」（1 月 25 日等）、企業とNPOの子育て支援協働推進セミナー（1 月 31 日）、全国児童福祉主管課長会議（2 月 22 日）、全国保育関係事務担当者会議（3 月 24 日）等の場における「憲章」及び「行動指針」の普及
- 年次有給休暇取得促進に向けたパンフレットの中で、憲章・行動指針も紹介し、その普及啓発を実施

## 3 地方公共団体との連携

- 各都道府県等における少子化対策推進本部の設置について発出（1 月 22 日）

## 4 仕事と生活の調和の実現に向けた企業の取組の促進

- 「労働時間等見直しガイドライン」の改正及び周知・啓発（3 月 24 日告示、4 月 1 日適用） ……**参考資料 2 (p.9)**
- 長時間労働の抑制を図るための監督指導の実施
- 労働契約法を周知するための説明会の実施

## 5 児童福祉法及び次世代法等の一部改正法案を国会に提出（3 月 4 日）

（法案の内容）

……**参考資料 3 (p.11)**

- ・家庭的保育事業等の新たな子育て支援サービスの創設
- ・仕事と家庭の両立支援の促進
  - 一般事業主行動計画の策定・届出義務の中小企業への拡大
  - 一般事業主行動計画の公表及び従業員への周知の義務化

## 6 保育サービスの充実

- 新待機児童ゼロ作戦の策定(2月27日) ……**参考資料4 (p.12)**
- 新保育所保育指針の公布(3月28日)

## 7 テレワークの普及促進

- テレワーク相談センターにおける相談の実施(全国2か所)等

## **平成20年度に行う施策(予定)** ※括弧内の数字は20年度予算額

### 1 社会的気運の醸成

- モデル企業(社会的影響力のある我が国を代表する企業)10社による「仕事と生活の調和推進モデル事業」の展開(新規)(119百万円)
- 「仕事と生活の調和推進会議」の開催を通じた地域ごとの取組の推進(新規)(74百万円) ……**参考資料5 (p.13)**

### 2 仕事と生活の調和の実現に向けた企業の取組の促進

- 改正「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発
- 労働時間等の設定改善に取り組む中小企業に対する助成金制度の創設(新規)(218百万円)
- 長時間労働の抑制を図るための重点的な事業主指導の実施(600百万円)
- 労働契約法を周知するための説明会の実施

### 3 企業における次世代育成支援の取組の一層の促進(48百万円)

### 4 仕事と家庭の両立を図ることのできる環境整備の促進

- 育児期における短時間勤務制度の導入・定着支援の拡充(88百万円)
- 事業所内託児施設の設置・運営等に対する支援の推進(4,012百万円)
- 男性の仕事と育児の両立に関する意識啓発の推進(新規)(17百万円)
- マザーズハローワーク事業の拠点の拡充と機能の強化(1,999百万円)
- 待機児童解消に向けた保育所の受け入れ児童数の拡大(341,782百万円)
- 多様な保育サービスの提供(48,739百万円)
- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(18,694百万円)

### 5 地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の充実

- 地域における仕事と生活の調和の実現に向けて、企業を含めた地域ぐるみの子育て支援を推進(37,500百万円の内数)
- 次世代育成支援対策に資する施設整備の充実(13,716百万円)

## 6 先進企業の表彰や企業の取組の診断・点検の支援

- 仕事と生活の調和推進指標診断サービス事業(新規)(189 百万円)
- 均等・両立推進企業表彰(ファミリー・フレンドリー企業部門)(4 百万円)
- 両立指標を活用したファミリー・フレンドリー企業に向けた取組の促進(27 百万円)

## 7 パートタイム労働者の均衡待遇確保と短時間正社員制度の導入促進(964 百万円)

## 8 テレワークの普及促進(140 百万円)

- 「在宅勤務ガイドライン」(情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン)の改訂
- テレワーク相談センターにおける相談の実施(全国 3 か所に拡充)
- テレワーク・セミナーの開催 等

## 9 女性の職業キャリアの継続が可能となる環境整備

企業が行う雇用管理改善や女性労働者のモチベーションの維持向上などの取組への支援(624 百万円)

## 10 若者や母子家庭の母等、経済的自立が困難な者の就業支援等

- フリーター常用雇用化プラン等の推進(22,695 百万円)
- 母子家庭の母親等の自立のための就業支援等の推進(母子家庭等対策総合支援事業 2,305 百万円の内数及び生活保護受給者等就労支援事業 1,107 百万円)

## 11 高齢者の再就職支援や就業継続の支援・促進

- 65 歳までの雇用機会の確保及び「70 歳まで働ける企業」の普及促進(26,727 百万円)
- 団塊世代をはじめとする高齢者の再就職支援(4,884 百万円)
- シルバー人材センター事業の推進等(13,827 百万円)

## 12 自己啓発や能力開発の取組支援

- 職業能力の形成支援に係る労働市場のインフラの充実(48,960 百万円)
- 若年者等に対する職業キャリアの支援(12,930 百万円)

## **平成 21 年度以降の予定**

- 新待機児童ゼロ作戦等の展開により、保育施策を質・量ともに充実・強化する。
- 仕事と生活の調和の実現に向けた取組として、「新雇用戦略」に盛り込む施策を検討しているところ。

# 参考資料1

厚生労働省発表
平成20年4月11日(金)

担当	厚生労働省 労働基準局 勤労者生活部 企画課 課長 土屋 喜久 課長補佐 中島 理章 電話 5253-1111 内線 5366・5545 3502-1599 (夜間直通)
----	--

## 「仕事と生活の調和推進モデル事業」の

### 参加企業10社を決定

- 1 仕事と生活の調和の実現については、平成19年12月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（参考2）が策定されたところですが、憲章及び行動指針においては、国に求められる役割として、国民運動を通じた社会的気運の醸成に積極的に取り組むことが重要である旨示されているところです。
- 2 こうした中、厚生労働省においては、憲章及び行動指針を踏まえた具体的な取組として、平成20年度において「仕事と生活の調和推進モデル事業」（参考1）を実施します。  
具体的には、社会的影響力のある我が国を代表する企業10社をモデル企業として選定し、モデル企業においては、
  - ・ 経営トップによる取組に向けての宣言（「トップ宣言」）を行い、各企業独自の重点実施事項を選定して先行的に取り組んでいただくとともに、
  - ・ 今年度中に、仕事と生活の調和を実現するための取組事項、達成目標等を盛り込んだ「アクションプログラム」を策定していただくものです。
- 3 今般、社団法人日本経済団体連合会（日本経団連）の協力を得て、モデル企業として別紙のとおり10社を決定いたしましたので、公表いたします。  
厚生労働省においては、今後、これらの企業における取組状況や成果を、事業主をはじめとする国民全体に広くPRすることを通じ、仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図ってまいります。

(別 紙)

## 仕事と生活の調和推進モデル事業 参加企業

企業名（五十音順）	代表者名	所在地
鹿島建設株式会社	代表取締役 社長 中村 満義	港区元赤坂 1-3-1
キヤノン株式会社	代表取締役 社長 内田 恒二	大田区下丸子 3-30-2
住友商事株式会社	代表取締役 社長 加藤 進	中央区晴海 1-8-11
全日本空輸株式会社	代表取締役 社長 山元 峯生	港区東新橋 1-5-2
株式会社大和証券グループ本社	代表執行役 社長 鈴木 茂晴	千代田区丸の内 1-9-1
株式会社高島屋	代表取締役 社長 鈴木 弘治	大阪市中央区難波 5-1-5
株式会社電通	代表取締役 社長 高嶋 達佳	港区東新橋 1-8-1
日産自動車株式会社	取締役共同会長兼社長 Carlos Ghosn (カルロス ゴーン)	中央区銀座 6-17-1
株式会社日立製作所	代表執行役 執行役社長 古川 一夫	千代田区丸の内 1-6-6
三井化学株式会社	代表取締役 社長 藤吉 建二	港区東新橋 1-5-2